本号で公布された法令のあらまし

◇令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（法律第九八号）（厚生労働省）

1　定義

この法律において「令和四年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和四年度の一般会計補正予算（第二号）における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいうこととした。（第一条関係）

2　差押禁止等

㈠　権利の差押え等の禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　金銭等の差押えの禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこととした。（第二条第二項関係）

3　非課税

租税その他の公課は、令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこととした。（第三条関係）

4　施行期日等

㈠　経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度出産・子育て応援給付金についても適用することとした。ただし、2の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

㈡　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第三七八号）（国土交通省）

1　指定区間内の国道に係る占用料の額を改定することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三七九号）（財務省）

1　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）の一部改正に伴い、協定に基づく牛肉についての農産品セーフガード措置の対象となる物品の輸入数量に係る規定等を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の三、第一九条の四及び第一九条の八関係）

2　この政令は、協定の改正の効力発生の日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三八〇号）（国土交通省）

港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八七号）の施行期日は、令和四年一二月一六日とすることとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三八一号）（国土交通省）

一　港湾法施行令の一部改正関係

港湾脱炭素化推進計画の作成についての助言に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとした。（第二二条第二項関係）

二　地方税法施行令の一部改正関係

港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の特例措置について、その対象となる国際拠点港湾を、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の要件に該当するものとした。（附則第一一条第二四項関係）

三　建築基準法施行令の一部改正関係

脱炭素化推進地区の区域内において読み替えて適用する港湾法第四〇条第一項の規制を、建築基準関係規定に追加することとした。（第九条関係）

四　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならない法令上の制限として、脱炭素化推進地区の区域内において読み替えて適用する港湾法第四〇条第一項の規制を追加することとした。（第三条第一項第二三号関係）

五　施行期日

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年一二月一六日）から施行することとした。

◇日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書（条約第一三号）（外務省）

この議定書は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「現行協定」という。）の内容を部分的に改正し、現行協定附属書Ⅰに定めるアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款9(b)を改め、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合にのみ、当該措置をとることができることを規定している。（第一条関係）

㈠　アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行協定附属書Ⅰに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。

㈡　四年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）の締約国からの牛肉の合計輸入数量が、各年のＣＰＴＰＰのセーフガード発動水準を超えること。

㈢　四年目から九年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量を超えること。

2　現行協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款9(e)を改め、他の条の改正に伴う修辞上の技術的な修正について規定している。（第二条関係）

3　現行協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款9(f)を改め、日本国の税関当局による公表義務の対象に、現行協定の定めるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量のほか、アメリカ合衆国からの牛肉及びＣＰＴＰＰの締約国からの牛肉の合計輸入数量を含めることを規定している。（第三条関係）

4　現行協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款9(g)を改め、一〇年目から一四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉についての四半期の農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の㈠及び㈡の条件を満たした場合に、当該措置をとることができることを規定している。（第四条関係）

㈠　四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行協定附属書Ⅰに定める各年のセーフガード発動水準の四分の一に一一七パーセントを乗じたものを超えること。

㈡　四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉及びＣＰＴＰＰの締約国からの合計輸入数量が、各年のＣＰＴＰＰのセーフガード発動水準の四分の一に一一七パーセントを乗じたものを超えること。

5　現行協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款9(k)を改め、他の条の改正に伴う修辞上の技術的な修正について規定している。（第五条関係）

6　現行協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款10(a)(iii)(B)を改め、他の条の改正に伴う修辞上の技術的な修正について規定している。（第六条関係）

7　この議定書の効力発生及び失効の条件について規定している。（第七条関係）